

成人年齢引き下げによる変更点



相続税

< 未成年者控除 >

相続人が未成年者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。未成年者控除の額は、その未成年者が満20歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額となっていました。令和4年4月1日以降の相続に関しては「20歳」→「18歳」へ変更となっています。例えば、未成年者の年齢が17歳の場合、以前までは30万円の控除額がありましたが、変更後は、10万円の控除となります。



< 特例税率 >

贈与にあたり兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から未成年の子への贈与の場合は一般税率で贈与を受けることになり、祖父母や父母（直系尊属）から成人の子や孫へ贈与の場合は一般税率より軽減された特例税率で、贈与を受けることができます。令和4年4月1日以降は要件を満たした18歳以上の方（ ）が特例税率で贈与を受けることができます。

贈与を受けた年の1月1日において18歳以上

贈与税

住民税

< 住民税非課税 >

個人の住民税について、未成年者は前年の合計所得が135万円以下の場合、非課税となる措置が設けられています。成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられることに伴い、これまで住民税非課税となっていた方について、前年と合計所得に変更がなかったとしても課税対象となる可能性があります。

その他

< 18歳になるとできること >

- ・クレジットカードの作成、携帯電話の契約等を親の同意なしで行える。
- ・10年間有効のパスポートを取得 ・男女ともに18歳で結婚可能 等

< 20歳にならないとできないこと >

- ・飲酒、喫煙 ・競馬、競輪等の公営ギャンブル
- ・大型、中型自動車運転免許の取得 等



夏季休業のお知らせ



いつも格別のご愛顧を賜りありがとうございます。誠に勝手ながら下記日程にて夏季休業とさせていただきます。

8月17日(水)からは通常営業致します。
皆様には迷惑をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

《休業期間》

- ・令和4年8月11日(木)
- ・令和4年8月13日(土)~16(火)

月	火	水	木	金	土	日
8	9	10	11 休業日	12	13 夏季休業日	14
15	16	17	18	19	20	21
夏季休業日						



TKC全国会

アシシステム税理士法人

魚津本社 ☎ 0765(22)5737 FAX: 0765(24)6500
富山事務所 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402



皆様の周りに税務でお困りの方はおられませんか？
担当者までお問合せください。

